

意見陳述書

私は、大学卒業後から複数の職場で、事務として働いてきております。

結婚後の姓について、高校までは、漠然と結婚したら女性の姓は変わるものだと思っていました。しかし、その後、いろいろな出会いを通し、別姓を選択するに至ったと思います。

例えば、アジアの子どもが教育を受けられるようにと活動する人々、セクシャルマイノリティーの人たち、日本人と外国籍のカップルやその間に生まれた子ども達。リプロダクティブヘルツ・ライツという考え方。また、連れ合いを「奥さん、嫁、主人、旦那さん」と呼ぶのではなく、互いの苗字で呼び合う夫婦をみて、個人を尊重する感じがして、素敵だなと思いました。いろんな背景を持った人がいて、それぞれの生き方をしている。そして、夫婦の在り方もいろいろあるのだと思いました。

こういった出会いを通して、私は、自立した一個人として生きていきたい、と思うようになりました。「自分の人生を主体的に生きる」そのために、「名前」というのは、とても重要で、結婚しても姓は変えたくないと思うようになりました。

連れ合いとは、大学時代に出会い、30代になってから結婚しました。

職場へは、同居がわかる住民票と結婚式の案内状を出して、報告としました。

結婚するときには、どんな夫婦関係でありたいか話し合いました。それは、「互いの違いを尊重して、対等な関係を築く」「そのためにとことん話し合う」「開かれた家庭」というものです。そして、お互いに結婚による改姓は望まないことを確認し、別姓（＝事実婚）にすることも決めました。

私の両親は、私たちの結婚を喜んでくれましたが、事実婚にすることを伝えると、私が改姓する前提で、父は「入籍した方がいいと思う」と言いました。ですが、そのまま、自分たちの意志を通しました。

妊娠した際には、産院で事実婚だと伝えましたが、法律婚ではなかったため、「結婚しないのか」と何度も言われ、そのたびに悲しい気持ちになりました。

子どもに関しては、出産時の緊急事態や非嫡出子となることの不利益などを考慮し、産前に婚姻届を出し、産後に離婚届を出しました。実際、出産時は、急きょ大学病院へ転院、緊急帝王切開となり、連れ合いが同意書にサインする

ことがありました。こういう時に配偶者や親として権利が保障されていないことは不安です。

子どもの姓は、親や親戚からの納得が得られやすいようにと考え、連れ合いの姓とし、親権は姓が異なる親が持つことにしました。

子どもには、物心つく頃から、私たちそれぞれ私たちの姓と名前を伝えてきました。ですから、子どもは私たちをそれぞれのフルネームで認識しています。子ども自身は、「自分も名前は変えたくない、生まれた時から使っているから」と言っています。保育園・学校では保護者同士の会話は「〇〇ちゃんのパパ・ママ」で通るので、別姓で特に困ることはありません。提出書類には、保護者欄に私と連れ合いの氏名を戸籍名で記入し、「別姓です」と伝えています。ただ、私と子どもの姓が異なるため、私の姓に加え子どもの姓も併記された役員名簿が配られたときに、それを見た子どもが、これはママの名前ではないと泣いて訴えてきたことがありました。それ以降、子どもが嫌がるため書類や呼ぶときも私の姓のみを使ってほしいと伝え、そのようにしてもらっています。

出産時以外にも、必要に応じ、税金の還付を受けるために年末だけ法律婚状態にすることがあります。

私たちは、常に法律婚が認められている夫婦・家族と同じように、配偶者、親として義務と責任を果たしてきたと自負しております。そして、これからもそのつもりですが、連れ合いと共同親権を持ってないことは、不安であり子どもの利益にも反すると思っています。

私は、選択的夫婦別姓制度は、この社会において多様性を認めあえる方策の一つだと考えています。選択的夫婦別姓制度を必要としている人がいることは、声を上げなければ、伝わりませんし、いないことにされてしまいます。今回、私たちが、申し立てをしたことにより、選択的夫婦別姓を望む人たちが、多くいることを知りました。私は、同姓での結婚を望む人たちがそうであるように、別姓を望んでも法律婚となり、同じように社会的に認知され、法律で保障されることを求めています。

そして、親として、大人として、近い将来、子どもたちが結婚を考えるときには、同姓か別姓かの選択肢が当たり前になっていることを望んでいます。

どうか、選択の自由が等しく与えられますように、少数者の声にも耳を傾けていただきますように、そう願っています。